

## 令和5年第3回日野市環境審議会 議事要旨録

■日時 令和6年(2024年)1月30日(火) 午後2:00~午後3:30

■場所 日野市防災情報センター 災害対策本部室

■出席者:審議委員(12名出席 3名欠席)

理事者1名

大坪 冬彦(あいさつ後、公務のため退席)

事務局 7名

小平 裕明(環境共生部長)

中平 健二郎(環境保全課長)

川崎 文紀(環境保全課 保全係長)

福嶋 健裕(環境保全課 環境政策係長)

井上 港

本多 恭次

市川 晃

大平 健司

傍聴者なし

会議次第

1.開会

2.市長挨拶

3.審議

路上喫煙禁止条例について

・質疑・意見交換

4.報告

日野市気候市民会議実施報告

・質疑・意見交換

5.事務局より連絡

6.閉会

3.審議 路上喫煙禁止条例について  
(委員)

基本的なことを2点、条例について1点。合計3点お聞きします。

まず第1点ですが、26市中20市は既に制定していますとのことでしたが、日野市はごみ問題については全国、または市で2番目にいいと聞いておりますが、26市のうち20市は制定しているのに、日野市はまだ制定されていない。これから制定され

るとのことですが、制定が遅れた理由があれば、教えてください。

第2点ですが、条例の中身、12条ですか。これは他市とほぼ同じような内容なのか、あるいは日野市だけの特別な部分があるのか。教えてください。

もう1点ですが、条例の2条の(4)と(5)の「喫煙をすること又は喫煙ができる状態のたばこを所持していること」、ここの部分がよく分からないので、教えてください。

#### 事務局)

制度整備が遅れた理由ですが、路上喫煙禁止条例の制定の中で、喫煙者の権利についても議論のあるところでした。令和3年以前まで、オープン型の喫煙所が日野駅近辺にございました。

分煙が完全に守られていないということで、苦情が多く、撤去した経緯がございます。撤去したままで、喫煙できる環境が作れない中で禁止してしまうと、喫煙者の方々が吸える場所ができないという状況になってしまうので、喫煙所の設置の見込みが立つまでは条例の制定を見送っていたという事情がございます。我々としては大変心苦しいところがあったのですが、喫煙者・非喫煙者の共存する社会を目指すという事で、そういった経緯があったという事をご理解頂ければと思います。

日野市として特別な特性、といいますか、条例の中での特異性はあるのか、というご質問ですが、基本的に路上喫煙を禁止する区域については、各自治体によってエリア設定がバラバラですが、日野市では不特定多数の方々が行き来する場所として商業地域及び近隣商業地域を対象として設定していきたいと思っております。多くの自治体には、中心駅が大体一つあり、その近くのエリアを禁止区域として設定していますが、日野市は拠点となるような駅がないという特性があります。その中でも日野駅・豊田駅・高幡不動駅の3拠点として位置付けておりますので、そこを対象に分煙環境が整備されたところから禁止区域に設定していくという段階的な想定をしているところが特性かと思えます。

3点目についてですが、「喫煙をすること又は喫煙が出来る状態のたばこを所持していること」については、火をつけていないけれどまさにこれから火をつけようとしている状態、まだ火をつけていないから問題ないという方もおりますので、喫煙が出来るような状態で持っていること自体、その時点から規制するといった趣旨でございます。

#### 委員)

私は吸いませんし、嫌いですがけれども吸いたいという方の権利もあるのかなと思います。それによってメンタルが改善されたり、仕事のイライラを解消されている方もいらっしゃると思うので、その権利を守ろうとしていたことも大事だと思いました。わからないところがあるのですが、電子たばこも入るのでしょうか。

事務局)

電子たばこも対象となります。

委員)

ニコチンが入っていないものは良いのではないのでしょうか。今、日本で普及しているのはニコチンが入っていない電子たばこ、一般的なたばここと区別されていると思うのですが。

たばこの定義のところには、“ニコチンを含む”とされており、ニコチンを含まない電子たばこは対象外であると読んだのですが、いかがでしょうか。

事務局)

(2)の部分で電子たばこを定義しており、「香料などを含む溶液を電氣的に加熱し、発生させた蒸気を吸入する製品」としております。

委員)

これは用語の定義ではないのでしょうか。下の文章は全て“たばこ”と書いてあります。そうしたことからニコチンを含まない電子たばこは除外されていると読んだのですが、喫煙所ではない場所で、片方はよくて片方はダメとするのがトラブルのもととなるので、そこをきっちりと説明をしておかないといけないのではないのでしょうか。

事務局)

電子たばこの用語の定義はあるものの条文中にないため、検討いたします。

委員)

2条の(1)で電子たばこが出てきており、(2)でその定義をしていると読んだのですが、いかがでしょうか。

会長)

ご指摘は、(2)のところで、ニコチンを含まない電子たばこを含む、などの文言があれば全ての電子たばこになるのではないか、というご指摘でしょうか。

委員)

(1)で「ニコチンを含む電子たばこをいう」としてたばこを定義しておりますよね。ですから、ニコチンを含まない電子たばこが日本では普及しています。法律でも、ニコチンを含む電子たばこは認められない、となっていると思うのです。(2)の定義は、(1)の文章の電子たばこを説明する定義と見えるのですが。

事務局)

こちらの表現が分かりやすくなるよう修正いたします。

委員)

条例施行後の弊害ではありませんが、他市で 20 市が制定している条例において、たばこの売り上げが減るといったデータが出ておりますでしょうか。いわゆる税収が減る、といったデータが出ているかお聞かせください。

事務局)

現在、手元にたばこの売り上げがどうなかったかに関する資料はございません。ですが、たばこ税は地方税の重要な税収源であります。しかし、一方で社会の中で健康増進法の趣旨も含めて、市民の健康を守るのも重要な施策であって、これは税収よりも大事ではないか。そういった諸事情も勘案して、この条例は必要ではないかと判断をしていくところです。当然、税収への影響はあるかもしれません。当然、たばこ屋さんにとっても売り上げ影響というものがあるのではないかと思います。そういったところも含めて、分煙できる環境を整備しながら、喫煙者・非喫煙者に配慮しながら進めているというところでございます。

委員)

日野市は財政非常事態宣言を出しておりますので、税収についてはこの条例を施行した場合、税収が減るといったデータを取っておいた方がいいと思います。質問があった場合に、税収が落ちましたといえるようなデータがあるくらいになっていた方がいいと思います。

委員)

条例の第 2 条の(4)、「道路、公園、広場その他公共の用に供されている場所(以下、道路等という。)」とありますが、その他公共の用に供されている場所というのは特別な細則か何かございますか。例えば学校、小中学校や図書館など特別に決められているのか、一般的な公共の場所という意味か。具体的に示されているのか、教えていただけますでしょうか。

事務局)

基本的に日野市の公共施設においては全面禁煙としております。そのなかで今回、路上喫煙禁止条例の中で禁止地区に設定するところにおいては、近隣商業地域あるいは商業地域というものになるかと思えます。そのなかに学校等が含まれていれば公共施設として禁煙ですし、基本的に路上喫煙禁止区域における公共的空間というも

のを想定しております。

記載されておりますとおり、公共施設以外の空地、たとえば民地の敷地ですと、禁止区域内でも規制ができない形となっております。我々としても条例上制限できる区域というのは限られておりますので、そこを明示するためにこういった表現にさせていただきます。

委員)

条例の目的に、「喫煙者と非喫煙者とが協力し合い、安全な歩行空間を確保し、もって相互が共存できる快適な地域環境の形成を図る」と素晴らしいことだと思います。ただ、条例を作るか、それからその中で罰則を作るか、というのは議論を深めるところだと思います。例えば武蔵野市はあえて条例を作らずに、要綱で実施しています。武蔵野市の考えとして、あえて罰則を設けないという事の1つの理由は、支払いを拒否した場合に強制する強制力がない。2番目としては、納付書に虚偽の名前を書いて支払いをしない人がいる。3番目はパトロールを実施しないといけない。パトロールを実施して過料を徴収すると多額の費用がかかる。今、財政が厳しい中で実施してコントロールしていくのがいいのか、それとも罰則をなくして皆さんの自覚、日野市の市民というのは環境を守るという事に関しては先進的な自覚を持っている。だから、そういう意味ではマナー、環境に対する配慮、人に対する配慮、みんなで教育や何かで普及して敢えて罰則を作らない選択も他の自治体にはない良さではないか、と私は考える。千代田区で始まってずいぶん経ちますが、敢えて日野市がこの時点で出すのならば、他と違う日野市の意気込みを見せるような内容にしてもよいのではないかと、思います。「日野市みんなでまちをきれいにする条例」という条例がありましたよね。こちらはどちらかというとポイ捨てを規制しているものだと思いますが、例えばみんなでまちをきれいにする条例では、指導及び勧告をした後、履行期限を定めて改善命令をし、それに従わないときに2000円の過料を科すというやり方だったと思いますが、路上喫煙禁止条例では指導して、それに従わないときはその場で喫煙の中止、喫煙禁止区域からの退出を命じるといった説明になっております。そうしますと罰も、過料も間接罰と直罰、自治体によってずいぶん違っていると思いますが、間接罰ではなく直罰に近い考えかと感じました。直罰方式をとっているのが、小金井市・東村山市・清瀬市・稲城市。間接罰が八王子市・府中市だと思います。本当に罰をもって規制する、コントロールしていくのか、それとも市民意識を高めて、市外から来る人も日野市に入ったら市の環境保全に関する考え方にあわそう、という気持ちにさせて特に罰することなく効果をあげていくという選択もあるのではないかと感じました。

会長)

ご意見という事でよろしいでしょうか。

委員)

企画の段階で様々なことを検討されたと思うのですが、この方式を選んだ選定過程を教えていただければと思います。

事務局)

検討の段階で、過料・罰則を設けるのかという議論はありました。実際、他市の事例・文献等も調べまして、過料を設定していても徴収まで至っているのは一割から二割というところで、実効性があまりないというのは理解しております。一方で、性善説で、皆さんから理解をいただいてそれを守っていただくのは理想としてあるのですけれども、これまでの喫煙についての看板の表示、直接路上喫煙についてマナーを守ってくださいとお願いをしてきたのですが、なかなか守ってもらえないのが現状。そうした中で一定の規制力、予防的効果への期待も含めて罰則を定めたほうが良いのではないかという議論になったところです。実際、運用しながら過料まで行かなくても、守っていただければパトロールまで必要ないかもしれませんので、そういったところも想定しながら運用しなければならぬのでは、と思い、罰則規定を設けさせていただいているところです。

会長)

他の行政地区、例えば吉祥寺ではすごくきれいな喫煙所が整備されていて、副流煙を吸わないよう配慮されています。そうしたものとセットでこの条例を施行するという事かと思えます。

ただ規制するだけでなく、喫煙できる場所もセットでという事だと思えますが、市民の方でたばこを吸わない方が、何でたばこを吸う人のためにあんなきれいな設備を作るのか、という批判が来るのではないかと思います。今、日野市には駅に喫煙所がなく、一部の方がつい吸ってしまう。例えば、環境に配慮してくださいという活動を10年続けたら、あえて条例を制定しない。そうすることが出来たらより先進的になると思うのですが、喫煙所を設置するという事は喫煙所を設置しないといけなくらい苦情が多いという事でしょうか。

事務局)

我々が対応している中で、苦情は増えている、一向に減らないという状況です。その中で、市議会からも請願がでており、分煙のための喫煙施設が採択されたという経過がございます。我々の中でも財政状況が厳しいのに、それだけお金をかけて喫煙

所を整備する必要はあるのかという声もあります。喫煙者のためではなく、市民を守るため。みんなのための投資という説明でご理解をいただいております。

委員)

条例2(2)についてですが、宗教施設の香料、お焚き上げなどですとか、それを吸ってしまった場合、これは条例の違反となるのでしょうか。

その場合は、香料等を含む液とかが今後はあり得るかもしれません。そういったもので発生した場合も吸うという定義になりますので、そういった場合も罰則となるのでしょうか。また7条で、市内全域というのはどういう定義なのか。

事務局)

歩行喫煙について、市内全域で禁止という事になります。

委員)

市内全域という表現は変えられるのでしょうか。

事務局)

市内全域というのは、歩きたばこの禁止というところと、禁止地区における喫煙の禁止になります。指定されている場所以外では、歩行していなければ喫煙は可能です。

委員)

電子たばこの部分についてはいかがでしょうか。

委員)

電子たばこと加熱式たばこの違いをどのようにみていますでしょうか。東京都の条例では、電子たばこは対象にしていません。

おそらくこの条例は、ニコチンを含む電子たばこについてはたばことして扱う、という条例の作り方ではないでしょうか。すべてたばこという表現になっていますので、ニコチンを含まない電子たばこも対象とするのは確認していただけないでしょうか。電子たばこはニコチンを含まない、受動喫煙に対して意識が高い人が吸っていると思うのですが。そうした人も対象とすると反対が出てくると思います。

会長)

いますぐ回答がいただけないようでしたら、あらためて共有いただければと思います。

事務局)

内部で考え方を整理して回答いたします。

委員)

過料はやめたほうが良いという意見もありましたけれども、今後検討が進むということでもよろしいでしょうか。私の意見ですけれども、交通違反などで罰金を支払ったことがある。それから慎重になった。今、自転車でヘルメットの着用について案内がある。罰則がないからつけなくてもいいやという人もいます。罰則規定がもしないとしたら、条例を作っても、気にしない、吸ってもいいやと考える人が多いのではないだろうか。私は罰則があったほうが良いのではないだろうかと思う。お金を払うとなれば、金額がいくらでも、慎重になると思う。過料があったほうが良いのではと思います。

会長)

ご意見という事でよろしいでしょうか。他にご意見はございますでしょうか。

委員)

マナーになると思うのですが、禁止されていて喫煙所がない場所はポイ捨てとかが多く見受けられる。禁止する以上は、ここは吸っていいですよという場所を作らないと環境美的にもよくないし、先ほど日野・豊田・高幡の3駅を対象とされるとのことでしたが、私はほとんどの駅を対象にしたほうが良いのではないかと思います。あえて言うなら市立病院のところも喫煙場所がなく、公園や駐車場などで吸われている方を見る。ポイ捨ても見受けられるので、ちゃんと吸っていい場所を作ったうえで罰則をするのは構わないと思います。

会長)

罰則とのバランスに関するご意見ですね。

委員)

この条例の中で市民の定義がありません。まちをきれいにする条例では、第2条で定義されています。条例に、もし上下関係、階層がないとするのであれば、この条例にも定義を入れたほうが良いのではないのでしょうか、あるいは市民等として通勤者も対象とする。いずれにしても明確にしておいた方が良いと思います。

会長)

対象者に関するご意見ですね。他にご意見はございますでしょうか。

(なし)

会長)

以上で、審議事項「路上喫煙禁止条例について」を終了いたします。

#### 4.報告 日野市気候市民会議実施報告について

委員)

気候問題はものすごく多くの人に関心を持っていることだと思う。七生公会堂でのシンポジウムに私も参加して、一緒に参加した人達も環境問題に関心がある人が多かったのですが、環境問題に関心がある人がなるのではなく、選ばれるという事で残念に思った人も大勢いると思う。自分も都合があえば聞いてみたかった、という人も大勢いる。地球温暖化対策の目標というか、多くの市民が環境について知って、関心を持つという事が増えていくことが大切だと思う。今お話しされたことは、市としてこういう風だという方向がつけられたという事では価値があると思うのですが、より多くの人に関心を持ってもらうという事では、例えばその場に参加できなくてもオンラインとか、後で youtube とかで先生のお話を聞いたりとか、参加できなくても先生のお話をレジュメでいただいたりとか、そういう感じで希望される方・関心を持ってくださる方に広げていくというのも大事だったのではないかと思う。もしまた今後機会があるのならば、そういう風にして選ばれた人だけじゃなくて、より多くの人学べるようにしていただきたいなと思います。

事務局)

我々の広報が足りなくて申し訳ないのですが、会議では傍聴を募集させていただいておりました。実際に、20名から30名が毎回傍聴しに来ていただいたところでございます。それから会議の構成が、最初に有識者からの情報提供、そのあとにそれを踏まえた議論、おおざっぱに分けるとこの二つになるのですが、前半の情報提供の部分についてはHPから youtube に公開させていただいておりますので、是非皆様にもご覧いただければなと思っております。今、おっしゃったように先生のお話は非常に面白かったりするものがあって、参加者の方にも好評いただいたものもございませう。是非、こちらを皆様にもご覧いただきたいと思っております。それからこの方向性というところでは、他に意見を言っていきたいという方もいると思っておりますけれど、我々もその通りだと思っております。まずはこの提言書をもとにロードマップを作成していきます。ただ気候変動の問題は、先ほど市長の話にもありました通り、去年の暑い夏もあって、どんどん状況も変わっていくものなので、実行していきながらも引き続き情報収集をして、いろんな声を拾って、適宜、変えていく必要があるも

のだと思っております。今後、どのような形で市民の声を拾っていくかは検討中ではありますが、その時にあった必要な対応を取る必要があると我々は思っておりますので、それについては是非皆様の忌憚のないご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

委員)

一つだけ気になった点がございます。CO<sub>2</sub>の排出についてですが、全体として見たときに日本は数パーセントになると思うのですが、それを指標としたときに本当に環境に寄与しているのかというのがあると思うんですけれども、日野市が取り組んでも数パーセント以下、0.0何パーセントになってしまうのではないかと。

事務局)

確かに世界レベルで見ると、途上国などの方が間違いなく排出が多い。ただ、今、いろんな考え方がある中で、CO<sub>2</sub>を抑えながら産業・経済活動をしていくというレベルにいるのはやはり先進国しかいないというところもあるので、その技術を途上国にも真似ていただいて、一緒に減らしていくという考え方もあります。一方で、経済活動をしていく中で間違いなくCO<sub>2</sub>が出ますので、その時点で意味がないという考えもありますけれども、少なくとも、誰も何もやらなかったときに、繰り返しになります。去年の夏の暑さの様な状況もある中で、我々が子供の時のように夏に運動会とか、川で遊んだりということが出来なくなっている。そういったことが積み重なっている今、何もやらないという選択肢はない、という風に考えております。そういったところでこういった気候市民会議というものを実施しています。何で実施しているの、という意見もありますし、知らなかったという意見も様々ございます。そういったところを踏まえまして、取り組んでいかなければならない問題なんだということを少なくとも、日本は、日野市は思いをもってやっているところではあります。

実は第1回気候市民会議の際に、我々日野市178,000の市民、これがどれくらいのパーセンテージかという事をご説明したうえで実施しております。世界の0.0023パーセントというお話をさせていただいております。だから、過小な取組みだということではなくて、我々地球の上に住む全人類が加害者であって、被害者にもなりうる。全員がかかわらなくていけない。気候市民会議、これだけで完結するものではないという理解で進めておりますけれども、気候市民会議をきっかけとして我々行政、あるいは市民の方々の行動変容、価値転換につながっていくような道筋をたてなくてはいけないと考えております。そういったこともありまして、日野市で始めた気候市民会議、多摩市と連携しますし、これからも他の自治体に呼び掛けながらつなげていくことをひとつの目的として、この気候変動を市民のムーブメントにつなげていきたいというところなんです。日本だけで考えても変わるわけではない、それはその通りだと思

います。ただ、この問題をより多くの方に認知して、広げていくような取り組みも全世界でやっていく必要があります。そのうちの一員として取り組んでいくという意識でいるというところでございます。

委員)

ありがとうございます。私も海外に良くいきます。いろんな国から日野市に来ている方もいると思います。全体の割合で見たときにどこから来ている方が多くて、何パーセントなのか。というのは、国際協力をやりながらこのようなことをやって、日野市を理解していただく。そこで環境を一緒にやりましょうという取り組みをやっていけば、日野市みんなに、全体に広がっていく。もちろん日野市にもプラスにもなりますので、そういう交流の場をどんどん広げていければいいんじゃないかなと思いました。

会長)

他にご意見ご質問ある方はいらっしゃいますか。それでは、以上で報告事項は終了いたしました。本日の審議・報告は以上で終了いたします。